

知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業

令和3年度概算要求額 1.3億円（1.6億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国産業の海外市場への進出に際し、得られるべき利益が模倣品などにより損なわれることがないよう、知的財産権侵害の侵害発生国・地域（中国及び第三国）との政府間連携・協力関係の構築と、これを前提とした改善の働きかけが不可欠です。
- 本事業では、侵害発生国・地域の政府との連携・協力関係の構築、「日中知的財産権ワーキンググループ」などの政府間対話を効果的に行うため、事実関係や政策的対応に関する調査を実施します。また、相手国・地域の取締り機関向けにセミナー等を実施して意見交換等を行います。
- さらに、侵害行為・事例の巧妙化・小口化、インターネット上の対策等の各国政府と共に通する課題に解決に向けて、国際会議等での議論を主導するための情報収集等を行います。

成果目標

- 平成22年度から令和5年度までの事業であり、侵害発生国・地域における執行機関職員等の能力構築支援事業（セミナー）への参加者数を毎年600名以上を目指し、参加者の知財保護への意識・理解の向上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

